

総 発 0 7 1 1 第 4 号

平成29年7月11日

内 部 部 局 の 長

殿

地 方 支 分 部 局 の 長

大臣官房総務課長

(公 印 省 略)

「厚生労働省文書決裁規程第4条に基づく専決事項について」の一部改正について

厚生労働省文書決裁規程（平成13年厚生労働省訓第20号）第4条の規定に基づき、「厚生労働省文書決裁規程第4条に基づく専決事項について」（平成13年1月12日総発第5号）の一部を別添のとおり改正する。